

## B 地区藤沢自治会ホームページ運営要領

### 第1条（目的）

B地区藤沢自治会(以下自治会という)は、次のことを目的にして、自治会のホームページを運営する。

- ① 自治会会員及び地域住民に向けて、防犯・防災・広報・親睦等の諸活動に関する情報を発信し周知することを目的とする。
- ② 最新の自治会規約類、各種行事、お知らせなど、自治会会員が知りたいときに、いつでも知ることのできる回覧版の補てん機能を提供する。
- ③ データベースとして、自治会活動の記録等に活用する。

### 第2条（運営）

- ① ホームページは、自治会から委託されたサポーター運営委員(以下運営委員という)によって、ボランティア活動として、運営されるものとする。
- ② 運営委員は、各年度の役員会で協議、承認され、会長が委託任命するものとする。但し、運営委員の増員、減員は、年度途中でも随時、役員会で協議、承認され、会長が委託を任命するものとする。
- ③ 運営委員は、ホームページ運営に当って、問題の発生、新たな提案、その他運営上の諸事項等について、随時、会長及び担当役員と協議し対応するものとする。

### 第3条（担当役員）

- ① ホームページの担当役員は、各年度の役員会で協議し、適任者を決定するものとする。
- ② ログインに必要なパスワード等は運営委員の他、会長及び担当役員にて管理する。
- ③ 役員改選時、次期会長により、パスワード等を変更するものとする。

### 第4条（ホームページの掲載事項の事前承認）

ホームページに掲載する事項は、事前に会長及び総務部長の承認を得るものとする。

### 第5条（プライバシーの保護）

- ① プライバシーの保護に関しては、自治会の「個人情報の保護に関する規定」に従って運営されるものとする。
- ② 人物の画像等を掲載する場合は、運営委員は被写体個人の了解を得ることとする。また、不必要に個人を特定できないように掲載し、プライバシーの保護に細心の注意を払う。

### 第6条（掲載禁止事項）

- ① 社会規範・公序良俗に反する事項。
- ② 営利目的に関する事項。
- ③ 個人の誹謗・中傷に関する事項。

### 第7条（免責事項）

B地区藤沢自治会ホームページの閲覧により生じた一切の損害について、B地区藤沢自治会及びホームページ運営委員はいかなる責任も負わない。

### 第8条（その他）

その他本要領に規定していない事項は、随時、担当役員が起案して役員会で審議、決定されるものとする。

以上

注1 平成26年7月1日制定

注2 平成31年3月24日総会決定、平成31年4月1日より発効する